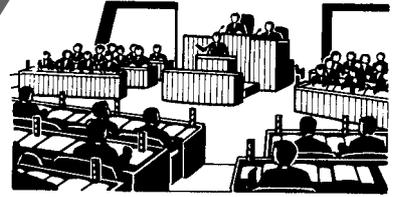


議会だより

編集：議会だより編集委員会



平成24年度朝霞市一般会計補正予算(第6号)など19議案を審議

平成25年第1回朝霞市議会臨時会は、1月15日に招集され、会期を1日と定め開かれました。この臨時会では、市長から19議案が提出され、慎重に審議した結果、いずれも原案のとおり可決しました。

今回の臨時会には、これまで要綱等で設置していた委員会や協議会などの会議体を地方自治法第138条の4第3項の規定による附属機関とするため、関係議案が提出されました。議案の件名と要旨は、次のとおりです。

次の16議案は、地方自治法第138条の4第3項の規定により新たに附属機関として設置するものです。

- ▽平成24年度朝霞市一般会計補正予算(第6号)
 - 補正額は14万3千円の増額で、予算総額は36億2816万5千円となりました。
 - 歳入は財政調整基金からの繰入金を増額しています。
 - 歳出の主なものは、新たに設置される附属機関の委員報酬、旅費を増額し、これまで要綱で設置していた会議体を条例化するに伴い委員謝金を減額するものです。
- 原案可決(賛成多数)
 - ▽平成24年度朝霞市介護保険特別会計補正予算(第3号)
 - 補正額は4万6千円の増額で、予算総額は50億7225万5千円となりました。
- 原案可決(全会一致)
 - ▽特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
 - 新たに設置する附属機関の委員の報酬および費用弁償を別表に加えるものです。
- 原案可決(全会一致)
 - ▽朝霞市外部評価委員会条例
 - ▽朝霞市庁舎等整備方針検討委員会条例
 - ▽朝霞市入札監視委員会条例
 - ▽朝霞市教育振興基本計画策定委員会条例
 - ▽朝霞市就学支援委員会条例
 - ▽朝霞市学校給食用物資選定委員会条例
 - ▽朝霞市地域福祉計画進行管理委員会条例
 - ▽朝霞市保育園等運営審議会条例
 - ▽朝霞市児童虐待防止等検討委員会条例
 - ▽朝霞市老人ホーム入所判定委員会条例
 - ▽朝霞市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画推進会議条例
- 原案可決(全会一致)
 - ▽朝霞市障害者自立支援協議会条例
 - ▽朝霞市障害者フロン推進委員会条例
 - ▽朝霞市地域包括支援センター運営協議会条例
 - ▽朝霞市地域密着型サービス運営委員会条例
 - ▽朝霞市健康づくり推進協議会条例

議案審議

- 原案可決(全会一致)
 - 黒川滋議員 今臨時議会の全議案は、市の設置する審議会・委員会の設置条例が必要という理由で提案されていますが、行政内に市民や有識者の意見を聞く会議のうち、条例を必要とする要件はどのようになっていますか。
- 議案第1号 平成24年度朝霞市一般会計補正予算(第6号)
 - 市の設置する委員会の設置条例の必要性

*地方自治法第138条の4第3項…普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。



市民参加や市民協働が求められる時代に、市民や民間人と市職員が政策形成に向けて意見交換する全部が議会に条例をかけなければならぬとは思えません。学説はその解釈が割れていると聞きます。現時点での朝霞市の認識を聞かせてください。

○**審議監** 地方自治法の規定により附属機関として位置づけられたほうが誤解がないという形のものについて今回条例化をさせていただきたいということ考えています。

市の考え方は、法律の規定に従って、基本的に執行機関等の諮問等に依りて調停や審査、審議、調査等を行うための機関であるということ。また、諮問等の内容が市民または法人等の個々の権利を制限したり、義務を課するような事項について審議する内容、目的を持つている会議体であること。委員については、基本的に職員以外の委員の皆さんにご参加をいただくということなどがありません。

また、地方自治法が想定している附属機関には必ずしも該当しないのではないかとこの部分については、市民の皆

さんとの協働で双方で議論をして、その会の進め方や、相互主体的に意見を述べてみながら協働して動けるルールをつくれれば、いわゆる附属機関内部組織であるということには合致しないのではないかと、現時点では考えています。

附属機関に該当する部分については、司法判断はあくまでも条例で設置するということが非常に厳格に適用されている現状があるので、それに対応する必要は自治体としてはあると考えています。

今回の条例は過去の違法状態の治癒にならない。

○**小山香議員** 地方自治体において、外部評価委員会等は本来、条例で設置すべきであり、要綱で設置された場合は違法附属機関となる。この違法性を解消するため、今回当該附属機関の設置に関する条例が制定された。ところで、今回の条例は改めて附属機関を設置し直すというものであり、条例で設置される以前の違法状態は放置されてしまう。過去の違法状態を解消するためには、追認条例の制定、もしくは条例に遡及効を規定な

どすべきではないか。

○**審議監** 追認条例については、まずは追認する法的必要性があるのかどうかの検討をしなければならぬと思えます。設置の根拠については、問題性はあるかもしれませんが、その会議体の中で運営されて、議論を重ねられたその中身については、私は意味のあるものとして受けとめたいと思えますし、それを新たな条例に基づく委員会にも引き継いでいきたいと思えます。

議案第6号 朝霞市入札監視委員会条例

朝霞市入札監視委員会条例

○**田辺淳議員** 今年度初めて朝霞市に設置された入札監視委員会は、入札・契約の適正化を進めるうえで、新たな試みであり注目されます。政府の原子力規制委員会が第三者機関として政府から一定程度独立した機関であるべきだと話題になりましたが、同様に市の入札監視委員会も、執行部から距離を置いた組織であることが望ましいと思えます。また会議は一度開催されたのですが、その内容と、今後

の同委員会の招集・進め方についてご説明ください。

○**副市長** 第1回は委員長および委員長代理の選出、年間スケジュールを決定していただきしました。基本的に上半期は8月か10月、下半期は1月か2月に開催します。上半期の審議案件は、前年度の10月から3月までの半年間、下半期は当該年度の4月から9月までに実施した入札等の分を審議します。件数はおおむね1開催ごとに10件以内とし、審議案件の抽出方法は、3人の委員の輪番制で無作為に当該案件から選んでいただくこととなります。審議案件は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約における審議過程等で、あわせて何かあれば市長に意見の具申をしていただくこととなります。

議案第17号 朝霞市地域包括支援センター運営協議会条例

委員構成について

○**石川啓子議員** 地域包括支援センター運営協議会と地域密着型サービス運営委員会は同じ委員構成ですが、両委員会とも事業の評価や事業者の指定、廃止など、介護サービ

スが適切に提供されているか事業者に対して厳しい対応が求められています。委員の中に介護関連事業者が含まれていますが、関係事業者であった場合など公平性、公正性が保たれないのではないですか。

○**健康づくり部長** 介護サービスおよび介護予防に関する事業者が地域包括、あるいは地域密着にメンバーとして入っています。現在は一般の事業者名ですが、居宅介護支援事業者の方に代表で出席してもらっています。

また、例えば利害関係があると思われるような案件については、当然除外というのがありますので、そのようなものを定めた基準、あるいは方針的なものはこれから検討してつくっていく必要があるものと考えています。

議会の詳細は会議録で

審議内容を詳しくお知りになりたい方は、市役所3階の市政情報コーナー、図書館または各公民館図書室で会議録をご覧ください。また、市ホームページからもご覧いただけます(今回の会議録は、3月上旬に公開を予定しています)。